

世田谷区告示第 167 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 8 年 3 月 23 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

杉並区上高井戸二丁目 349 番 32 の内

3 変更の区域

延 長 2.15 メートル

幅 員 0.00 メートルから 0.17 メートルまで

面 積 0.19 平方メートル

案内図



街区	杉並区上高井戸二丁目 19番
----	----------------

